

## 碧南市地域内連携まちおこし事業費補助金交付規程

(平成21年碧南市公告第38号)

(趣旨)

第1条 碧南市地域内連携まちおこし事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、碧南市補助金交付規則（平成元年碧南市規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金の交付は、地域コミュニティ、公益活動、経済活動、文化、スポーツ等の振興を目的とした団体又は事業所（以下「地域団体等」という。）が自主的に行う事業を支援することにより、市民主体のまちおこし又はまちづくり（以下「まちおこし」という。）を推進することを目的とする。

(実行委員会)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する地域団体等が複数参加するまちおこし事業に関する実行委員会（以下「実行委員会」という。）を組織しなければならない。

- (1) 10人以上の構成員を有し、代表者及び構成員が市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者であること。
- (2) 社会一般に活動内容が開かれ、活動に賛同する市民の参加が可能であること。
- (3) 構成員が地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体の構成員のみで構成されていないこと。
- (4) 構成員が職業を同じくする者のみで構成されていないこと。
- (5) 構成員が個人的な趣味の活動を行う者のみで構成されていないこと。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業で、1実行委員会につき1事業とする。

- (1) 複数の地域団体等が連携して行う事業
- (2) まちおこし活動として、地域の活性化又は地域の課題解決が期待される事業
- (3) 独自の発想又は新しい視点に基づく事業
- (4) 当該申請年度に始まり、当該申請年度内に終わる事業

2 前項各号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、交付対象事業としな

い。

- (1) 当該補助金の申請年度に当該事業について市から他の補助金又は助成金を受けている事業
- (2) 事業効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (3) その目的が主に物品の販売である事業
- (4) 特定の政治、思想又は宗教に関する事業
- (5) 営利を目的とした事業

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める事業については、交付対象事業とすることができる。

(補助対象事業費)

第6条 補助金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）は、第4条第1項に規定する交付対象事業の実施に要する経費から、次の経費を除いたものとする。

- (1) 実行委員会及びその構成団体の経常的な運営維持管理経費
- (2) 実行委員会及びその構成団体構成員に対する人件費、謝礼等
- (3) 実行委員会及びその構成団体構成員に対する懇親会費
- (4) 講師等の謝礼のうち、5万円を超える額
- (5) 物品の販売に係る経費
- (6) その他市長が適当でないと認めるもの。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、交付対象事業費の80パーセント又は総事業費から参加料等これに類する収入を引いた額のいずれか少ない方の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、予算の範囲内において、21万円を限度とする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項各号に規定する交付対象事業は、平成21年4月1日以後実施されたものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成26年4月1日

(2) 第3条の規定 平成27年4月1日